

## 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和 5 年 8 月 3 日

（名称）平塚市バリアフリー推進協議会

（代表者名）平塚市 まちづくり政策部長

1. 生活交通改善事業計画の名称					
ノンステップバス導入促進事業計画					
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性					
ノンステップバスの導入は、車いす使用者をはじめ、高齢者、障がい者、妊婦、ベビーカー使用者等の容易な乗降を提供し、より多くの人々の移動を円滑にすることで、公共交通機関の利用環境の改善と社会参加の機会を増進することを目的とする。					
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果					
(1) 事業の目標					
国で策定した移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和 7 年度までにノンステップバス導入率約 80%とする目標が示されている。平塚市においても、令和 7 年度までに市内を運行する乗合バス車両に占めるノンステップバスの比率を約 80%とする。					
(2) 事業の効果					
高齢者、障がい者等のバスを利用した移動の負担が軽減されるとともに、自家用車からバス利用へ移行するなど、移動の円滑化を図ることができる。また、公共交通機関の利用環境の改善により、バス利用者の増加・環境負荷の軽減等に寄与する。					
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者					
(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）					
(内容)					
・ノンステップバスの導入（大型（車長 9～11m）2 台）：神奈川中央交通（株）					
(実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の 3 区分における運賃割引率について)					
神奈川中央交通（株） 身体・知的：普通旅客運賃 5 割、定期旅客運賃 3 割					
精神：設定なし					
(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）					
〈バス車両の導入に係る事業〉					
車いす対応車両（ノンステップバス、ワンステップバス及びリフト付きバス）等の導入台数					
・ノンステップバス：126 台、ワンステップバス：37 台					
・乗合バス車両の総車両台数：163 台（令和 5 年 3 月 31 日現在）					
5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和 5 年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負 担割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
ノンステップバス導 入促進事業	47,984 千円 100%	2,800 千円 5.8%	0 千円 0%	2,800 千円 5.8%	42,384 千円 88.3%

※各費用・割合については見込みを記載

6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印 (←→)、または横棒線 (——) で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
ノンステップバス導入促進事業												

7. 協議会の開催状況と主な議論	
令和5年4月	令和5年度第1回平塚市バリアフリー推進協議会において、令和5年度のノンステップバス導入計画について合意を得た。

8. 利用者等の意見の反映	
利用者代表である老人クラブ連合会や障がい者団体などの代表が構成員となっている平塚市バリアフリー推進協議会において協議を実施し、住民や利用者の意見を反映して事業計画を策定した。	

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	
関係市区町村	平塚市
交通事業者・交通施設管理者等	関東地方整備局横浜国道事務所交通対策課 平塚警察署交通第一課 神奈川県平塚土木事務所道路維持課 平塚市土木部道路管理課、道路整備課 平塚市都市整備部みどり公園・水辺課、総合公園課 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社 神奈川中央交通株式会社 神奈川中央交通西株式会社平塚営業所 一般社団法人神奈川県タクシー協会相模支部平塚地区会
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	平塚市老人クラブ連合会 平塚市障がい者団体連合会 平塚市自治会連絡協議会 平塚市民生委員児童委員協議会 平塚商工会議所 平塚市商店街連合会 平塚市社会福祉協議会 神奈川県立平塚盲学校

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 平塚市浅間町9番1号

(所 属) 平塚市まちづくり政策部交通政策課

(氏 名) 那須 隆弥

(電 話) 0463-21-9840 (直通)

(e-mail) kotsu@city.hiratsuka.kanagawa.jp

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和5年8月3日

（名称）平塚市バリアフリー推進協議会  
（代表者名）平塚市 まちづくり政策部長

<b>1. 生活交通改善事業計画の名称</b>
福祉タクシー導入促進事業計画

<b>2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性</b>
福祉タクシーの導入は、車いす利用者をはじめ、高齢者、障がい者、妊婦、ベビーカー利用者等の容易な乗降を提供し、より多くの人々の移動を円滑にすることで、公共交通機関の利用環境の改善と社会参加の機会を増進することを目的とする。

<b>3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果</b>
<b>(1) 事業の目標</b>
国で策定した移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和7年度までに福祉タクシー（UDタクシーを含む）を約9万台導入する目標が示されている。この目標の達成を目指し、神奈川県タクシー協会相模支部平塚地区会に所属するタクシー事業者（7社）で合計「35台」導入することを目標とする。
<b>(2) 事業の効果</b>
福祉タクシーを導入することにより、車いす利用者を始めとした移動制約者の移動の円滑化が図られ、公共交通機関の利用増加と社会参加の機会の増進が期待できる。

<b>4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者</b>
<b>(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）</b>
（内容） ・福祉タクシーの導入：1台 【神田交通(株)】
（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について） 身体1割引、知的1割引、精神1割引
<b>(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）</b>
〈福祉タクシー車両に係る事業〉 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第11条に定める特定地域における特定事業計画の提出状況 平成22年8月19日 認定

<b>5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</b>					
令和5年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負 担割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
福祉タクシー導入促 進事業	3,897千円	600千円	0千円	0千円	3,297千円
	100%	15.4%	0%	0%	84.6%

※各費用・割合については見込みを記載

